



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 : フ ジ 日 本 精 糖 株 式 会 社  
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 船 越 義 和  
( コード番号 2114 東証第 2 部 )  
問 合 せ 先 : 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 本 部 長  
佐 塚 眞 弘

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 18 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 93 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、ならびに取締役および監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役との責任免除の規定（定款第31条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 22 日（水曜日）予定
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 22 日（水曜日）予定

以上

〈別紙〉

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 新設 )</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第31条～第39条(条文省略)</p>	<p>第32条～第40条(現行どおり)</p>
<p>( 新設 )</p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第40条～第46条(条文省略)</p>	<p>第42条～第48条(現行どおり)</p>

以上